石島会計メモ

２０２５年１０月号

中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル３階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者　石島慎二郎

交通費の非課税範囲

交通費と給与課税

役員や従業員などの給与に合わせて支給する通勤手当は、一定の限度額までは非課税となっています。一定の限度額を超えて通勤手当が支給されると、超える部分の金額が給与として課税されます。給与として課税されると、超過部分の通勤手当を含めて、源泉所得税を徴収する必要があります。

今回は、この通勤手当が非課税となる一定の限度額について確認していきたいと思います。

非課税となる限度額

通勤手当が非課税となる一定の限度額は、交通手段によって異なってきます。どうなるか見ていきましょう。

（１）電車やバスなどの公共交通機関だけを利用して通勤している場合

こちらのケースは、わかりやすいかと思います。非課税となる限度額は、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路および方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額です。

新幹線や特急列車を利用した場合の運賃等の額も、その通勤方法や経路が最も経済的かつ合理的である場合には非課税の通勤手当に含まれますが、グリーン車の利用料金は「最も経済的かつ合理的」とは認められないため、含まれないので注意しましょう。

最も経済的かつ合理的と認められれば際限なく認められるわけではなく、1か月あたり 15 万円が非課税となる限度額となります。ですから、6か月定期で 96 万円とすると、1か月あたり 16 万円（96 万円÷6か月）となりますから、15 万円を超過する 6 万円（1 万円×6ヶ月分）は課税されてしまいます。

（２）マイカーや自転車などを使って通勤している場合

この場合、片道の通勤距離に応じて、右表のように定められています。

有料道路を利用した場合の料金等も、「最も経済的かつ合理的な経路および方法」に当てはまれば、非課税の通勤手当に含まれます。また、ガソリン代も非課税の通勤手当に含まれます。往復通勤距離×出勤日数×１リットル当たりガソリン単価÷1 リットル当たり燃費などで計算する会社もあります。

片道の通勤距離	限度額
2km未満	全額課税
2km～10km	4,200円
10km～15km	7,100円
15km～25km	12,900円
25km~35km	18,700円
35km~45km	24,400円
45km～55km	28,000円
55km以上	31,600円

ただし、こちらも（１）同様、1 か月あたり 15 万円を超える場合は、超える部分が給与として課税されることになります。

（３）電車・バスのほかマイカーや自転車などを使う場合

この場合は、（１）と（２）を合計した金額が非課税限度額となります。ただし、1 か月あたり 15 万円が限度となる点も同じです。

その他の注意点

通勤手当などの非課税となる限度額は、パートやアルバイトなど短期間雇い入れる人についても、月を単位にして計算します。日数が少ないから非課税限度額を日割額にしたりせず、月額で判定します。非課税限度額とは少し別の話ではありますが、パートやアルバイトに対しても、正社員と同じように通勤手当を支給する必要があります（差別的扱い禁止とされる）。

また、最近ではテレワークが導入されているケースも多いかと思います。出社回数がほとんどないにもかかわらず、定期代をそのまま支給するような場合には課税される可能性がありますので注意しましょう。そのような場合には、出社の都度、交通費等として精算する方が妥当と考えられます。

規程の整備も

以上、交通費の非課税限度額についての説明でした。従業員によって出勤形態はさまざまですから、通勤交通費については、通勤手段ごとの支給額の算出方法や上限額などを規程で明文化しておく方が無難です。

上記の非課税限度額のことを意識しつつ、交通費の支給ルールを定めておくようにしましょう。